

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成11年 8月30日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時00分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、秋山副委員長、大竹・中村・斉藤・古沢・小林・佐々木・武井・高階・岡本・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、水道局長、総務、企画、財政、経済、市民、保健所、土木、建築都市、港湾各部長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に高階・岡本両委員を指名。継続審査案件を議題とし、理事者からの報告を許可する。

(市街地)竹田主幹

街なか活性化計画の進捗状況について報告する。街なか活性化計画の内容について、第2回定例会において報告したが、これまで、国をはじめとする関係機関と調整を行い、調整が終了したことから、8月10日に国の統一窓口である中心市街地活性化推進室に送付し受理された。

国において、提出された基本計画を協議する機関として関係13省庁から構成される各省庁連絡協議会を設置しているが、今回提出した街なか活性化計画は、9月1日に開催される第8回関係省庁連絡協議会において支援について協議されることになる。

今後の計画の進め方については、計画に掲げた事業については、それぞれの事業の実施年度に合わせて当該年度の事業を記載した概要書を再度提出することになるため、今後事業内容の熟度の向上や実施年の確定を行う必要がある。

また、事業の進捗による内容の変更や新しい事業計画の創出も考えられることから、庁内各部をはじめ、関係者、関係機関と十分に連携を図りながら計画を進めたい。

(市街地)嶋田主幹

中央通地区土地区画整理事業の進捗状況について、資料1により報告。

運河側ゾーンにある山部、岡島商店移築については、所有者の事情もあり、大変厳しい状況にあるが引き続き要請したい。

中央通から直接宅地に乗入れるときの車輛制限については、これまでに各地権者に前面禁止の方向で要請してきたが、多くの方の同意を得られない状況になっており、このため、必要最小限の車輛乗り入れを引き続き協力要請し、歩道の安全確保を図りたい。

中間ゾーンにおける公的住宅を核とする公共サービス機能の誘導について、この地域における宅地は区域内全てが民間宅地であるため、複数の地権者と譲渡について交渉を繰り返し行ってきたが一部の方から了解を得られない結果となった。

このため、公共サービス機能については、引き続き検討を行っていくとともに、住宅整備については、民間サイドの導入や隣接地域において整備をするという意識を持った新たな検討を行いたい。

(市街地)八木主幹

稲北地区市街地再開発事業について、施設は、6月29日に竣工し、翌日、分譲住宅の引き渡しが行われた。小樽市のコミュニティセンターと市営住宅部分は、第2回定例議会で取得について議決となり、7月14日に契約、同日引き渡しを受けた。その後、所有権移転登記手続きを終え、7月30日に取得費の支払いを終えている。

分譲住宅は、7月6日から入居を開始しこれまで概ね90%が転居してきており、市営住宅は、7月30日から入居を開始し8月21日までに全ての入居を終えている。

コミュニティセンターは、9月8日供用開始予定で、ただ今準備作業を進めている。また、今年4月1日に行った再開発組合への2億円の貸付金は、7月30日に返済を終えている。なお、再開発組合は、本年10月を目処に事業の整理、清算業務を終え、解散する予定である。

委員長

質疑に入る。

高階委員

資料を要求する。

中央通地区土地区画整理事業の土地評価基準、市内の大学生、高校生の就職先状況 税務署発表の相続路線価の内、築港周辺地区の路線価図、マイカルの雇用状況

古沢委員

街なか活性化計画について、最近テレビなどで各地の商店街がシャッター通り化している問題が報道されている。

このテレビ報道で共通していることは、既存商店街が元気を無くし、空き店舗がますます増加し、このままの状態では、特に中心市街地に居住する高齢者の買い物場所が失われ暮らしが大変であるということである。

また、昨年4月に日本商工会議所が注目すべき提言を発表した。この中で過去3回の大店法改正による規制緩和は、大型店の新規出店数の大幅増加、店舗面積シェアの大幅増大などから、各分野で推進されている規制緩和の中でも際立った成果を上げたが、郊外立地を含む新規出店などの激しい増加は、商店数の激減と空き店舗の増加をもたらし、予想外の規模のスピードで都市中心部の空洞化を進行させるなど、弊害面が顕著になっていると述べている。

これらのことは、全国的な状況であると同時に小樽の状況でもあり、小樽は更に深刻である。

今や地域経済や地域社会の崩壊が、小樽にとっても、日本にとっても重大な問題になっているが、こうした事態の深刻さについての認識はどうか。

商工課長

大店法の緩和について、90年から91年にかけて、3条申請の出店申請ラッシュがあり、91年度単年度で560件を超える申請があった。それ以降の件数は、景気低迷等の関係で相当に落ち込み10分の1以下になっている。今年の件数は、来年度の立地法の改正で増えている。

91年度前後は、全国的に商店街が大変な厳しい状況にあったが、必ずしも全国的な状況がそのまま小樽に当てはまるのではなく、当時、小樽は小樽なりに商店街や個店もそれぞれの独自性の中で頑張っていた状況がある。

ただ、全国的な景気の低迷があったのは事実であり、その状況の中で小樽も落ち込んでいた。日商の提言については、詳細は承知していないが、景気の低迷がたまたま規制緩和の時期と重なり大変厳しい状況が以後続いていると認識している。

古沢委員

経済部が7月に発表した商業者動向調査結果は、小樽における事態の深刻さを具体的に示している。

この調査結果によると、「来店客数が減った」が89.3%、うち市場関係者は、95%である。「どの程度減ったか」については、2割以上減ったという回答を合計すると72.1%で、3割以上の減は40%もいる。マイカル小樽がオープンした状況の中で、商店者がどのように苦労しているのかが数字からも良く分かる。

「平日の売上が減った」の回答が81.5%、「週末の売上が減った」が82.9%で、どの程度減少したかについては、2割以上が70.5%、3割以上が45%で約半分の商店者が売上減少したと答えている。

「大規模商業施設の開業は影響しているか」については、「かなり影響している」が54.6%で、「ある程度影響している」が31.2%で、大規模商業施設の影響があると答えた者が合計85.8%となっている。

「今後の経営見通しはどうか」については、「継続困難」が13.2%で、「廃業検討」が8.3%、合わせると21.5%の者が継続困難、廃業を検討していると回答している。

これらの調査結果は、都通り商店街の活性化委員会が取りまとめたアンケート集計結果と比べても、それぞれの指数が更に深刻度を増しているということを示している。

市は、こうした調査結果をどのように受け止めているのか。

経済部小鷹主幹

都通りと小樽市が行った調査の結果はかなり似ており、商業者にとっては深刻であると認識している。

今回の小樽市の調査は、オープン3カ月後であり、オープン時から6カ月経過した9月にも類似した調査を行う予定があり、この調査結果でまた明らかな事項が出てくるであろう。

古沢委員

市長は、選挙公約の記者発表の中で3カ月間の人の流れを見極めて、誘導策の強化に取り組むとしており、この点について、市長は、先月の当委員会で調査して状況によっては今後の対策を考えるとしていたが、3カ月が達ち調査結果が出たが、対策についてどう考えているのか。

市長

5月に調査し、来月また調査するので、この結果を見ながら対応策を考えたい。

商店街と大型店との共存問題については、商店街による大型店との差別化、特徴ある小売店の形成をどう図って行くかであり、従来の商店街振興策に加えて、個々の商店や商店街の特徴と魅力作りがこれから大事であると思うので、アンケート調査を見ながら今後も力を入れていきたい。

古沢委員

方向性については、9月に再度調査するのでそれを参考にしながらということか。

市長

はい。

古沢委員

小樽市統計書の商業推移によれば、平成6年から9年にかけて小売業の商店数は13.9%減少している。全国の5.4%減に比べると約2.5倍に当たるという数字であり、中でも、小樽の商店街の中心をなす層である従業員3人から4人の零細商店では、実に5分の1に当たる21.2%が減少している状況である。

商店の崩壊が地崩れの現象という様相を見せながら急激に進行しているといっても過言ではない。しかも、市の調査においても、この様な深刻な状況は一層加速されようとしている姿が見えてくる。

今の市長の答弁も受け、具体的な対策を急ぎ示していただくことを強く要請したいと思うがどうか。

経済部長

今後の対応として、中心商店街関係の振興をいかに図っていくかが大きな課題であり、このため商店街とも協議を進め、個々の商店街の購買力を高めようとしてきた。商店街がまとまってやる必要があるかという意見も出てきたことから、中心市街地の4商店街が秋口に向けて同じ時期一緒にイベントなどをやり、個々の商店街の特色も出しながら購買力を高めていくことを今打ち合わせており、徐々にそのような認識も高まってきている。

そのような中で、小売り店数の減少については、長く続いている景気の低迷や商店の後継者の問題など色々な原因が上げられる。

小売店の振興にとっては個々の店や商店街の魅力づくりが一番大事であり、その中でどういう方向付けをたどり、商店街にどのように人を向けていくのかについて、商店街の意見を聞きながら市も一緒になり今後進めていきたい。

古沢委員

来年施行される大規模小売店舗立地法、都市計画法一部改正、中心市街地活性化法は、まちづくり3法と呼ばれているが、国会において共産党のみがこれに反対し、他党は成立推進をした法律である。

この立地法の最大の問題点は、1つ目は、大型店の出店について、業界や地元商店街などからの見直しや反対などの様々な声があっても意見書として出すだけにとどめられていることである。

2つ目に、都道府県や小樽市などが商店街などからの声に基づいて意見を取りまとめるが、これとて書面で意見を述べるにすぎない。つまり、大型店出店者は、地元商店街や行政からの意見を聞き置く程度にとどめている。

3つ目に、こうした意見に基づいて行政が勧告するとしても、従来の大店法の取扱い等と違って、例えば、出店者がその勧告に応じないまま立地法の示す期間を過ぎて出店をした場合、出店企業名は公表されるが、法的には罰則規定がない。

つまるところ、大店舗立地法は、基本的に立地の適宜を判断することを目的とする法律ではないと国会において政府委員が答弁しているように、いってみれば大型店出店自由化法といっても良いような法律でありそれを本質としているのではないかと思うがどうか。

また、大型店出店自由化法である立地法のもとで無秩序に大型店が進出したり、店舗の床面積を増やし巨大化していくことをこのままにしておいては、今進めている街なか活性化計画そのものがうまくいかない。計画は計画だからといって再三度外視をしてこの事業を進めるとしたら、建物や施設の活性化は見た目にはできるが、大型店から客は戻ってこない。結局は、活性化事業の負担分だけが重くのしかかってしまうのではないか。こうした点についての見解、対策も合わせて聞きたい。

商工課長

立地法は、大型店の出店を抑制、規制していく上で実効性を持たないのではないかという委員の指摘だが、基本的に国が言っていることもそうであり、立地法に中心市街地活性化法や改正都市計画法をからめて、まちづくりの観点から従前の利害調整や調整4項目の規制などははずされている。

しかし、大店法が有効性を持たなくなってきたという経過もあり、ものの見方を住民サイドに変えて、環境という大きなテーマの中で枠をはめ、住民が自分たちの住む地域を守るということでは、それなりに地域住民の声が反映されることになると思う。

ただ、国や都道府県も試行錯誤の状況であり現実にはじまって見なければ分からないと言っていることから、それらの推移を見ながら小樽においても色々な場面があるので十分注意を払いこの運用に努めていきたい。

(市街地)竹田主幹

大店法の改正等の中で、無秩序な出店があった場合に街なか活性化計画がうまくいかないのではないかということについて、この計画は、大型店を街中で規制をするという基本的スタンスには無く、既存の商店街をどうしていくべきかを色々と定めている。

大型店が、中小と対立するという図式ではなく、まちづくりの観点から大型店と中小小売店の役割を明確にしそれぞれの位置付けの中で、共存共栄を図っていくべきである。

今の街なか計画は、特に大型店の導入の話は無いが、今後、時代や状況の変化があった場合に地域の商店街と協議をしながら大型店の役割を明確にして計画の中に盛り込んで行こうということであり、大型店の出店が有るから街なか計画がうまくいかないということではなく、総合的に判断しながら中心部の商業活性化の中で位置付けを行う考えである。

高階委員

築港再開発は小樽地域経済の活性化のため、更に街なか活性化計画そして昭和61年からのシェイプアップマイタウン計画も地域活性化のためなどと「活性化」という言葉が色々なところで使われている。

現状はそうになっていないが、市の行政に則して言えばこの「活性化」とは、小樽市がどのような状況になることを願い、また何を目指して使われているのか。

企画部長

「活性化」は、いきいきしているという状態を示す。そして、小樽にきて良かったと感じ、この小樽の街が将来

に向けていきいきと活発になっていくということが、この言葉の一つの大きな中身ではないかと思っている。

高階委員

春の市長選では、市長は、はつらつ小樽というようなスローガンを掲げていたが、この際の小樽というのはどのようなことをイメージしてのことか。

市長

はつらつ小樽の創造における「はつらつ」という言葉は、人の表情も行動もいきいきしており、活力にあふれる、活力の有るということをイメージしたことによるものである。

高階委員

築港再開発事業、中心市街地の活性化事業など色々な事業を進め金をかけてきたが、現状は活性化されているとは言えない。足踏み状態が続いていることについて掘り下げた考えがあるのか。また、改善策をどう考えているのか。

企画部長

この問題については、色々な指標や角度から物事をとらえることが必要であるが、例えば、全国的な問題として経済の低迷ということが一つ大きくのしかかっている。また、小樽の場合、一つの指標でしかないが、観光客の入り込みが順調に推移してきており、これに伴う経済効果が相当あると考えらる。また、雇用形態の問題は有るが、やはり雇用の創出が図られたという意味での評価ということがたぶん出てくるであろう。

いずれにしても、いきいきした顔や行動を支えるためのきちんとしたバックアップあるいは基盤というものが必要と考える。

高階委員

活性化のために色々な施策がとられてきているが、目に見える形で小樽がこうなったと分かる状況にない。手当たり次第色々なことをやっているが、金をかけてもさっぱりそれが生きていない。現状認識については、むずかしい問題であるが、日本全体が大変厳しい状況にあるという認識を極力持ち物事を考えて貰いたい。

次に、街なか活性化計画は、中心市街地の都市基盤の整備と商業の活性化を一体として進めて行くとのことで、定住人口を増やすということもその狙いの一つとなっているが、人口1人当りの交付税上の基準財政需用額はいくらか。

財政課長

普通交付税の10月の算定に当っては、国勢調査事項を用いる項目が多いが、その内、国勢調査人口の1人当りの影響額は、約42,000円程度と試算している。国調人口が1人減ることによって需用額が42,000円程減ることになる。

高階委員

交付税算定に限らず、色々と人口が試算の基礎になっており、21世紀プランの将来人口は、平成19年に16万人を目標にしている。

この中には築港再開発による定住人口5,000人の増を取り込んでいるが、結果としては、なかなかマイカル効果が無く、実際には人口が増える方向にない。

また、ゴミ処理の基本計画での将来人口は、平成19年は143,817人であり、来年の4月から始まる介護保険においては、平成19年の数値は出ていないが、推計すると平成19年には140,500人程度となる。そして、運河論争時代と記憶するが、商大で行われた市民講座で、商大の先生が当時の色々なデータに基づき弾いた結果、平成19年が133,638人という推計数字がある。

数字が一致していないという論議は別として、これらの数値によれば、全体として人口が大きく減っていくことになる。

このことは、小樽特有の現象ではなく北海道全体の傾向で、現状維持でも大変なことであり、16万人に増やすことは、並み大抵のことではない。

従って、市長が行政を進めるためのよりどころとなっている21世紀プラン上の数字が先にあって、そこに近づけなければならないということであの手この手とフルに色々なことが間口を広げて進められ、結果、あぶち取らずとなり、金は使ったが全く効果が無かったとなつては大変である。

そういう意味から、中心街の活性化計画は、大変な事業数であり、それをただやっていたら何とかなるというのではなく、もう少し重点をしばって実施していくとともに、従来からやってきた政策の進め方を発想から転換することが必要ではないかと人口の上から見て考えるがどうか。

市長

市の人口は、ここ十数年来、自然減と社会減が続いており、ここ数年は、社会減の減少幅は少なくなってきたが、一方で、少子化傾向により自然減が進んでいる。このため、人口は、現状維持さえ非常に困難な状況にある。

しかし、21世紀プランでは、そこに盛られている事業を着実に進めることで、何とか16万人に持っていく計画であり基本的にはこの考えを堅持しつつ、現在の市の財政を考えると実施計画に載っている事業を計画的に進めて行けない状況も見られるので、重点をしばり事業を厳選し、緊急度や市民要望の度合いの強さも考慮しながら、今後の市政運営をして行かなければならないものとする。

高階委員

街なか活性化計画の進捗状況の説明を聞いたが、11年度事業も有るが、総体的にはこれからという印象である。

タウンマネジメントは、行政が従来の考えを変え、住民の意向を十分吸い上げながら行政も一体になって進めなければならない面があり大事な制度であると思う。

このタウンマネジメントの現状の取り組みは、どのようになっているのか。また、そこに住民の意向がどのように反映されているのか。加えて、「計画検討委員会」を発展的に改組して、「推進協議会」を設置するとしているが、この協議会と住民意向との関係について示せ。

(市街地)竹田主幹

TMOは、平成12年度事業として、商業の活性化における中心的な事業と位置付けている。TMOに成り得る主体としては、商工会議所、まちづくり会社また第3セクター等が想定されているが、小樽市においては、民間サイドが中心になって商業の活性化やまちづくりを進めていく上でその中心を担うべき商工会議所と協議をしている。

現在、商工会議所内でその組織形態や基本的事項を詰めており、商工会議所としては、TMOに積極的に取り組んでいこうと検討している段階である。

TMOの組織形態を考える場合は、住民参加が非常に重要であり、単に利害関係者だけではなく、地域住民や商業者も含めた色々なまちづくり団体等の意見をしっかりと吸収しながら、いつ、だれが、何をやるかという重要な課題について、例えば、ワーキングを作成するなど実効部隊としての組織形態も考えて行かなければならない。しかし、現在のところ、その組織形態を下まで確定しておらず、地域住民やまちづくりの皆さんなどの声を反映できる形の組織形態について、今後、商工会議所とも協議しながら進めていきたい。

策定検討委員会を設置し街なか活性化計画を策定したが、今後、この計画を実施していく段階で改めてこの計画の充実や新しい時代の変化に合わせて内容を加えていくことが重要になってくるため、推進協議会を今年度中に立ち上げていきたいと考えており、この推進協議会とTMOの組織形態とのすり合わせも重要な課題となってくることから、もう少し時間をもらいTMOの組織形態について詰めていきたい。

高階委員

市街地の活性化について、長浜市の例が引き合いに出される理由は、

また、商店街の活性化について、色々な取り組みが年度を追い順を追って具体化され、実施されていくが、小樽市の今の商業実態はそれを待ってられない状況ではないか。

(市街地)竹田主幹

長浜市の黒壁は、多くは民間が出資してまちづくり会社を立ち上げ、その運営を行政主導ではなく民間サイドの色々な発想の中から年間何百万人もの観光客を集めるだけに成長してきたもので、活性化に成功した事例としてTMOのモデルであり、住民参加の点で先駆的な事例と考える。

また、長浜のまちづくり会社である黒壁が中心になってTMOをとという考え方もあったように聞いているが、現在は、商工会議所が中心になってTMOを立ち上げていく方向にあり、その事業を担う団体として黒壁がある。

街なか計画の事業実施年と緊急性との関係だが、計画によっては、すぐやらなければならない課題があり、その場合はその計画に定めた期間に係わらず前倒、見直しができる制度であることから、緊急性など十分勘案しながら計画を進めていきたいと考える。

高階委員

中央通について、この事業を何年も進めてきている中で、共同ビル化という話があったが、現時点で共同ビル化は、どのような状況にあるのか。

また、市営住宅や道営住宅が郊外に建てられ中心街に作ってこなかったことが市街地の空洞化の一要因になっていると考えられることから、市街地の活性化事業の中に公的住宅を取り込むことに期待していたが、これについては、現在どのような状況なのか。

(市街地)嶋田主幹

中央通における民間の共同化だが、最近、権利割合の大小から投資対効果という点で、個々に検討した結果、共同化に賛同する者と賛同しない者との整理がある程度された。

そういう中で、共同化に賛成する者での議論が進められ、できるだけ早い段階で共同化での再建を望んでおり、市も、コンサルの力を借りながら、関係行政機関との連携の中で色々と検討し、一日も早い実現のため取り組んでいる状況にある。

なお、共同化に反対する者は、共同化ではなく、当然に単独再建となる。

次に、公的住宅の導入については、区域内は民間宅地が全てであることから、公的住宅をつくるには、億単位の敷地が必要になる。また、単独地権者ではなく、複数地権者の土地を取得しなければならないことから色々と議論をした中で、残念ながら一定の地権者の理解を得られない状況があり、地域内では大きな敷地を要する公的住宅の導入は難しくなった。ただ、この街を作る中で、夜間定住人口の増加は大事な施策と考えているので、民間宅地の協力を得ながらこの地域と隣接する街区において導入できないかなど新たな発想で検討していきたい。にぎわいの一つとする住宅政策は、重要課題と認識している。

高階委員

最後に巷に噂されている駅前国際ホテルはどのような状況か。

商工課長

経済部で把握している範囲で答えるが、先般議会の中でも取り上げられた国際ホテル自体の当時の駅前ビル管理との共益費関係が解決してから半年を過ぎているが、毎月の電気や水道などの共益費は、納期に入金されている。

営業状況については、宿泊関係は、かなり好調なようだが、昨今の小樽のホテル事情の中で催し物や結婚式等の類が少ない状況が続いており、経営的には、なかなか厳しい状況にあるのではないかとと思われる。

佐々木委員

中央通再開発の移転補償契約について、全25件のうち契約未締結の18件の場所と見通しはどうか。また、岡

島商店の再建について、きびしい状況にあるとのことだが、目処はついているのか。

(市街地)嶋田主幹

移転補償契約の残り18件については、旧手宮線から下側の運河側ゾーンにあるが、この件数に変動が有り得るし、それに伴い位置も旧手宮線から上側になることも当然ある。

岡島商店の再建については、建物を再利用する上で有効利用できるかできないかという問題や現に商売をやっているということ、更には、建築基準法という問題がある。岡島商店は、準防火地域にあり、外壁は下見板であるためそのままの建て替えは基準法上不可能であることから、準防火地域に合う建物の外壁を作り、その外壁に今のイメージを残すとなると、建物の構造による個人の投資対効果という面も出てくる。

このため、歴史的建築物4棟について、今年度契約を考えて要請しているが、なかなか厳しい状況にあり、要請実現に向けて努力いたしたい。

佐々木委員

新松島のマンション計画について、7月27日の説明会以後の経過と現状はどうなっているのか。

建築指導課長

新聞報道によると、付近住民がマンション計画について十分に説明を受けていないため建設位置や規模などの計画内容を聞きたいということが話の発端であり、住民説明会開催後に、住民と事業者側とで個別の問題について話を進めていると聞いている。

佐々木委員

住民へ説明をする必要がないと事業者から言われたとか、建築許可書が張っていないのに工事をしている、突然の工事で住民に迷惑をかけているなど、市の指導が甘いのではないかという問い合わせがあったが、この点についてどうか。

建築指導課長

手続きは、全て定められている通り進められている。住民から市に、周辺に迷惑をかけるのであれば当然に挨拶すべきであろうと一報があつてからすぐに現地を見に行き、業者へ指導をした。

ただ、計画地は商業地域であるが、小樽市は、中高層の建築物の事前受付制度があり、通常10mを超える建物を計画する場合に事前に看板を立て周知し、市へ届出をしなければならないが、商業地域に関しては、容積率が高いということもあり、また、高いものを誘導していく地区でもあることから、中高層の届出も対象から外している。しかし、届出の対象から外していても、小樽市の場合は低層の住宅が密集している地区、場所が多いことから口頭で付近住民への説明や周知をお願いしている。

計画地が商業地である今回の色内のマンション計画についても、市の要請に基づき、設計者側はこれから説明を始めようとしていたところで、それよりも前に住民側から説明を求める声が先に上がったという経過はあるが、速やかに設計事務所や事業者側から説明会がなされており、その後の住民対応についても、住民への十分な説明と住民要望の聞き入れという市の強い要請に基づき進めていただいている。

武井委員

市街地の活性化については、いきいきした街づくりを目指し懸命な努力を重ねてきたところであり、何としても小樽の街を汚すことがあってはならない。しかし、今回の寿司屋事件が発生し訪問先の新潟においてまで小樽の寿司は食えないという批判の声を聞いた。

以前に、機械で作った握り寿司の問題を指摘したが、市民や観光客を騙すようなことはあってはならないことであり、今回の寿司屋事件は考えていかなければならない。

まず、小樽の寿司屋で組合に加盟しているのは何件か。

生活衛生課長

小樽市内には、寿司商組合があり、これの加盟者は、64人である。

武井委員

握り寿司や北杜夫氏の時もそうだったが、1、2件の事件で市内の寿司全体が悪く思われてしまい、今回も、残りの62件の業者がたった2件のために損害をこうむった。

新聞報道によると保健所が、道の要領に定められている営業停止期間を短縮したことが結果的に中毒患者を増やしたもので、保健所のなおざりな処分と指導のために被害者が非常に多くなったと報じているが、この報道の真偽はどうか。

保健所長

今回の処分日数だが、道を出している要領については、承知しており、これを見ながら更に、議論をして第1回目の処分をしたが、その時の認識が結果的には甘かった。

道の要領は、全道で同じような形で処分していこうという事務的な一つの取り決めであり、法律ではない。小樽市もこれを参考に処分をお願いしたもので、今回甘かったとする点は、食事を取っている者に比して発生者が少なかったこと、口頭で行った改善指示を実施することはその期間でできると考えたことである。

指導が十分ではなかったという指摘だが、この寿司屋の場合、引き続き再度起こしてしまったということがあり、この際には文書をもって8項目の改善事項を出している。そして、停止を3日間かけて、当然この3日間ではできないということで自粛をしながらそれを改善するという形で対応している。

従って、報道で述べられている第1回目の措置については、甘かったのではないかという指摘は、我々も真摯に反省しなければならないと考える。

武井委員

措置が甘かったという根底の問題、つまり何故そのような甘かった措置を取ったのか、また、取らなければならなかったのかということが一番大事な問題であり、業者も保健所も客の安全を第一に考えなかったのではないか。その結果、小樽の受けたダメージは日本全国知らない者がなくらいに報道されている。

保健所がその後、被害者の把握など色々と手を尽くしたことは承知しているが、小樽市民のお客様である観光客を含む客に対する安全をまず第一に考えれば、甘かったという言葉は出てこないのではないかと思うがどうか。

保健所長

今回の経験を通して、いくつかの課題が突き付けられている。

第1点目は、今年の異常高温による海水温度の上昇で腸炎ピブリオが非常に増え食中毒が全国各地に起きたが、これまでの市の指導や業界の注意では対応できないのではないかということ。保健所は、ここ20年来の注意というのはやっているが、それでも食中毒が起きてくる。暑い夏の時に、予防のすき間を通して、食中毒を起こす腸炎ピブリオを念頭に置いてやらなければならないという認識が市にも業界にも無かった。

第2点は、国、道、市の情報を上部組織を通じて流しているが、はたしてそれが末端まで流れているのかである。7月16日から食中毒注意報を引き続き出しているが、実際に寿司屋がそれをどのように受け止めているのかの押え方が市は甘かった。

第3点は、事故が起き、また、それがまだ灰色の段階でどれだけの指導ができるのか。つまり、行政処分段階では全ての情報が揃っているので処分できるが、それ以前にどれだけ強い指導ができるのかであり、このことは、今後の課題として業界とともに研究していかなければならない問題である。

第4点は、20年前には考えられないような形で道内外から小樽に新鮮な寿司を求めて来られており、20年前から行っている食品衛生監督指導マニュアルでは対応できなくなってきた。例えば、患者の掌握にしても、その者が全国各地に散らばり色々な県から情報が回ってきて初めて数値が分かるというような状況である。宿泊施設で発

生した場合は、宿泊名簿でその者の状況はすぐにつかめるが、通過客の場合はなかなかつかめないことから、一日、二日という遅れが出てくる。この検討が今後の課題であろう。

従って、これら4つの大きな問題をこれから真剣に取り組んでいかなければ、腸炎ビブリオというものが退治できないと考える。

武井委員

今の答弁を聞いているとどうも他動詞的であり、暑い時の自然現象なのだから押えようがない、処分には限界がある、不特定な客が来るんだからつかみようがないと聞こえる。

食中毒について、寿司屋に聞いたが、まな板や食材などをきちんと洗えば予防ができ、そのことは、予防の基本だと言っている。64件のうち食中毒が発生したのは、たった2店で、しかも1店はその後発生していないところを見ると、対応できないとか、夏の盛りのばい菌なのだからと責任転換をしているようで納得できないし、もしそうであるとすれば、今後も予防できないことになる。

予防の基本のところはどうなのか。また、保健所による処分や指導には限界があると言うが、保健所が業者のモラルを日常的に指導、教育すべきではないのか。

保健所長

自然現象にかこつけているのではなく、今年の食中毒の発生状況は、件数は昨年とそれほど変わらないが、今年の特徴は、その8割以上が腸炎ビブリオであり、従って、従来型の注意というものでは対応できないのではないかと認識している。

寿司屋によると、予防の基本で防げるとするところもあるし、今年の小樽の気温が東京より高い日がいっぱいあり、湿度や気温などの自然環境においては、1,000kmも南に位置する東京よりまだ悪い状態の中で、従来型の新鮮なおいしい寿司というところで対応するのはいかなものかというような考え方のところもある。

今年の異常気候が全ての原因ではないが、このような夏を予測したなら一刻も早く末端の寿司屋に伝わるような形で情報提供を行い、また、問い合わせがあった場合に指導をしていかなければならない。

食品衛生法の目的は、市民が安心できる食品を提供することに第1の目標があり、罰則規定で業者を厳しく処罰していくという部分もあるが、安全な食事を提供してもらうためには、指導と当然に業者のモラルということが問題になる。

今回の3つの大きな食中毒事件があったが、その中の1つは全く異質なもので、告発という全国でもまれに見る強行な手段をとった。

これについても、新聞等には出ていないかもしれないが、違法であると認識したその時に、また、その日のうちに関係庁と十分な連絡をとっている。その時々で、色々な方のアドバイスをいただき慎重に対応してきたつもりであり、3つの事件を同一に論ずることもできない。1つの事件については、全く全国にも例を見ない悪質なものであり、これは別個のものと考えている。

武井委員

食材は店の財産であり、原因が不特定な段階では全て廃棄させることはできないとしているが、非常に温暖で菌を保有しているような食材を検査し廃棄させるということはできないのか。

保健所長

行政処分の場合は、検査が全部できあがり、それに菌があれば破棄を命ずることができるが、その手前では、食材として怪しいから使わないようにしてくださいというように指導するところが限界であり、これを破棄せよとはこの段階ではできない。

武井委員

業者のモラルに係ってくると思うが、是非とも保健所は今回の反省点を踏まえ、念には念を入れてやっていた



違法駐車の指導や啓発を行うため公安委員会が委嘱する地域活動推進委員と一緒に市の交通安全対策課もパトロールをしているが、違法駐車を追放重点地区としての看板を掲示していない状況であり、改めて現状を確認し看板の掲示をするとともに、小樽警察署や公安委員会と連携を取りながら違法駐車についての改善策について検討していきたい。

佐野委員

食中毒については、遺憾なことである。全国ニュースにもなり、寿司を一つのメインにした観光都市・小樽に影響は出たであろう。

保健所の対応として、営業停止処分が何故1日だったのか、また、指導している間に出勤をして、更に食中毒患者を拡大させたことに保健所は何をやっているのかということが市民の感情である。

極めて暑い夏であり、全国的にもこの食中毒が発生しているが、不幸にして出してしまったもので、その際は食中毒対応を指導され、そして改善をすることによりやがて一定程度の落ち着きを見せて来るのが、全国的に良くある食中毒のパターンである。

ところが今回のケースは、食中毒を出したことでなく、市の指導が悪く、更にその間に出勤などを行っていたことを皆が怒っており、そこに保健所も責任を感じ十分反省すべきであろう。

食中毒に関して、先程の所長答弁によると、例えば、時代が大きく変わって食品衛生のマニュアルだけでは監督指導できない要素があるとか、注意したことが末端まで行っていないなど4つの課題があるとした。一面では、そのようなことがあるかもしれないが、そこをしっかりと指導監督することが本来保健所の役割である。

それをしないで、4つの課題なり、認識が甘かったということは、すり替えであり、責任のがれと聞こえる要素もある。そのため、保健所の役割を認識し、厳重に今後の対応を求めたいと思うがどうか。

保健所長

4項目の課題は、責任のがれではなく、事件がもう少し落ち着いた段階で今回の残念な経験や反省を踏まえて、早急にこの問題の検討に入るとのことである。

先程申した第1点目の腸炎ピブリオについては、寿司業者と一緒に新しいマニュアルを作ったところであり、また、例えば、食中毒注意報を従前の上部組織だけに流すことから迅速に末端まで流す方法を検討している。そのようなことを今やらねばやる時がないのではないかと認識している。

佐野委員

街なか活性化計画とまちづくり3法との関連だが、中心市街地の活性化は、中央通の拡幅事業も含めて、21世紀初頭の大変重要なまちづくりで、そういう要素を十分含んでいるのが街なか活性化計画だと認識している。ですから、今後のまちづくりの成否を考えた場合、TMOの存在が大きな要素になることは事実である。

商工会議所にTMOを立ち上げるというが、商業的、デベロッパー的ノウハウを持つ人材が必要である。中央通という一等地で、かつ、利害関係が複雑であり、地元関係者との調整等をやる人材、組織機構の点で本当に大丈夫なのかどうか。

TMOの設置について、もう少し強い行政側の主導力を発揮して、1日も早い立ち上げがまずスタートであると考えてるので、この設立における市の態度、決意、方向性を伺いたい。

(市街地)室長

TMOは、中心市街地活性化法の中でも大変に重要な位置付けをしており、基本的には民間が主体になることが大前提で、取りまとめは商工会議所が最適なことだから、従前から市も強力を惜しまないので商工会議所に早く立ち上げるようにと協議を重ねてきている。

商工会議所においても、TMOの重要性と全国的にも商工会議所が中心となっていることから是非やらなければ

ならないとしており、市は、TMOの立ち上げに当りどのようにしていくのかを今年度方向付けをして、来年度にはTMO構想を作れるように強力的に協力したい。

齊藤委員

質問というより頭出しだけしておく。市営プールについて、所管は社会教育部だが、実際に耐久調査をしているのは建築都市部で、駅前の顔にある一つの機能として市営プールを続けた場合に、新聞報道で発表された望洋台のプールをもらう・もらわないの話において、社会教育部とプールの構造的な検査をやっている建都の技術陣とでタイムラグ、時間のずれがあると思われる。

社会教育部は、既に望洋台のプールを受けることはコスト面から難しいと結論づけてしまっているが、だれが考えても駅前のプールの維持管理費と今度リニューアルした場合の望洋台のプールとでは全く維持管理が違おう。

そこで、建築都市部に尋ねるが、水回りの設備を含めて、駅前のプールはいつまでもつのか。また、現段階でどこまで調査が進んでいるのか。

建築課長

小樽市市営室内プールの調査内容関連だが、現在委託発注しており、工期については、10月末にまとまるであろう。

コンサルの劣化報告によると、アルミ製のプールで底板部分の抜き取りとそれに付随する配管設備、いわゆる管類を見た限りでは、現在配管等はかなり劣化が進んでおり、水漏れを生じても不思議でないような状況になっているが、アルミの底板そのものは、今すぐ危ないという状況にない。ということが初期の見解である。なお、現在、管やアルミの材質等も分析中で、その結果を見てまた判断していきたい。

費用の面については、一番劣化が集中しているのが恐らく管類ではないかということもあり、それぞれの調査の結果を待った上で見解を示していきたい。

齊藤委員

今の答弁でいいですね。

建築都市部長

補足させて頂くと、望洋のプールを閉鎖したいという話があり、確かに市営プールとしての使い方も検討の一つであった。その前提に駅前プールの件もあることから、それでは駅前プールは、現状はどうなのかということで調査をした。

8月上旬であったと思うが、抜き取り調査などを現地に入りやった結果、配管は、かなり腐食もあり肉厚も薄いし、ジョイントもかなり厳しいということで、順番は別にして概念的にだが、取り替えが必要であろうと。

次に、本体については、平成4年にもやっているが、早々変化もなく、本体は、影響はないだろうという結論になっており、配管を修繕すれば当面は駅前プールはもつであろうという一応の結論になっている。

そのため、詳細の化学分析等を今引き続きやっており、ある程度初期の段階であるが、一応の力学の結論を出した。それを受けて、望洋のプールの市営プール化はなかなか難しいだろうという結論になった。

齊藤委員

ジョイント部分や管部分のメンテナンスにどのくらいかかるのか。

建築課長

詳細には、今、資料を持ってきていないが、配管等に結構大きくかかり数千万単位になるであろう。

齊藤委員

それでは、管の維持補修に数千万単位かかるということを社会教育部では既に分かっていたのかを確認したい。

4百万円かけたコンサル結果を待たずに、設備費用が先に弾けるのであれば4百万をかけてやる必要は無く、コアだけを抜けば良かったのではないかと。化学分析を待たずにコアを抜いた結果で肉厚を見て、この設備の配管部分を取り替えれば大丈夫であると結論付け金額的にも概算で出してしまったのだから、後はあまり意味のないものである。そのへんは、私は少なくともおかしいと思う。

中心市街地の駅前に公共のプールがあることは、利便性であるとか、今までの流れからして重要だと判断し主張するのはなら良いのだが、建築都市部がコンサルの結果を待たずに金目の分だけを社会教育部に投げてしまうことにどうもピンとこない。つまり結論が早かった。

これは、所管が分れていて社会教育部では技術的な部分分からないから建築都市部に協力を求めたのだが、その設備に数千万単位の金をかけていつまでもつのかななどを後日に質問するので社会教育と調整しておいていただきたい。

助役

望洋プールの委譲についての話があったのは相当だが、駅前の市営プールの老朽度などの調査を予算に計上していることから、この最終成果品ができあがってから最終的な結論を出そうというような考え方で、新市長の体制のもと庁内検討を進めてきた。

先方は、昨年の秋から営業しておらず管理上非常に問題があるため、今年の少なくとも冬季前に、解体すると申し出があり、早く結論を出して欲しいということを受けて、老朽度調査の中間報告が得られたので、配管関係の修繕費用ははっきりしないが、ある程度お金をかけて補修すればまだ本体は使えることから、しばらくの間は市営のプールとして維持した方が良さだろうという結論で、先方にお断りをした経過がある。

斉藤委員

コンクリートの箱であるプールが、そこそこもつというのは素人でも分かる。素人に分からないのが、管の補修、水回りにどのくらいかかるのかであり、それは現に利用してしまっている建物だから、この工事というのはやっぱりいなくて、一般のマンションや他の民間のプールにおいても莫大な経費がかかっている。

去年の秋から早く結論を出してくれと言われていながら、ここまで来たのであれば正式なものでやれば良かったのではないかと。

そして、まだ金額が確定していないのなら、例えば、3年後や5年後にこのくらいかかりそうだという目論見がなければ、社会教育部は結論をだせないではないか。今日の答弁を総合したら何かおかしな形になると思うが、これで質問は終わります。

大竹委員

中央通街路事業と中央通沿道区画整理型街路事業について、事業終了が平成15年であり、今となっては、色々な要望に対し変更することが至難の業となると思うが、この街路事業による築道の年次と区画整理事業との関係で予算的な措置と物理的な面について伺いたい。

(市街地)嶋田主幹

中央通の街路事業と区画整理の関係だが、街路の築道は、北海道が施工するようになっており、予定年次は、平成13、14、15年の3カ年である。

区画整理は、民地を一定割合換地し、道路用地を提供いただくことになるので、当然、建物移転が順調に動かなければ物理的には更地にならず、街路ができないことになる。

このため、運河側からの街路を予定しており、建物の再建については、それに照合するように進めている。

予算面については、現在、北海道から区画整理事業に公共施設管理者負担金が入っており、平成6年に作った事業計画年次に合わせた予算確保はある程度克服できると聞いているので、事業予算は大きな問題に今後ならないだ

ろうと考えている。ただ、この事業計画における資金計画は、先買いが終了したこともあり、近々に見直しを考えている。

大竹委員

現在、運河側の方が更地が多いのか。

(市街地)嶋田主幹

運河側と中間ゾーンは先買いが均等に進んでいる。先買いが済んでおらず空地が無いのが駅前ゾーン側で、運河側は、平均的な空地率からすると空地が多いという状況にある。

大竹委員

間違いないか。新聞社の移転から始めないと道路が作られない運河側が、遅れているのではないか。

(市街地)嶋田主幹

1、2ブロックにおいて、経済新聞社などの歴建の関係はあるが、現有地を仮換地して新しい土地に張りつけるという点では街区的には他のブロックと同じである。物理的な難易度という点で年次はずれるが、特に運河側が遅れているということにはならない。

(市街地)室長

運河側は、現況空地は無いが、概ね移転の了承を得ているので、平成12年3月までに契約を済ませ、平成11年度末と12年にかけて建物が移転することで更地が出てくることから、平成13年からの街路の築道は間に合う。

大竹委員

街路事業は、平成13年に運河側からやって行くとのことだが、これと区画整理事業との関連で事業に支障となるようなことは出てこないと判断して良いのか。

(市街地)嶋田主幹

区画整理事業のスケジュールの中で、先買いをし、仮換地の指定を終了し、諸手続きを行うが、地権者の協力というハードルはあるが、それ以外の事務的ハードルは特に無い。

大竹委員

実際に壊されて、来年建物が立ってくると、歩道部分の関係が出てくる。当然に取り付けの問題も出てくるが、その辺の計画は、完全にできているのか。

(市街地)堤主幹

昨年、道が事業認可を取り、道路の高さが決まってきた。当然、道路の高さが決まると歩道部分の高さも決まってくるので、移転時期に合わせてながら街区内の整備も一度にやっていきたい。

大竹委員

中央通の街路事業の目的は、車と歩行者にとっての交通の安全と円滑な確保であり、交通の渋滞、混雑状況の緩和である。

そういう中で、街路事業を行うのは、現状に不便を感じての判断なのか。

(市街地)堤主幹

中央通は、4種1級道路であり、将来交通量が現状の幅員では間に合わないことから4車線にする計画を立て、道路の幅員が決まってきた。

現在、2車線で今の交通量をさばっているが、特に、夏場の観光シーズンや冬季間の車線確保が難しい状況から、現在の交通量でも非常に混雑度が高い道路になっているのかなと認識している。

大竹委員

小樽市の都市計画を考えた時に、交通量をどのようにさばくことが経済効果を上げ、また、利便性も図られるのかを当然考えなければならない。

この点で、中央通の拡幅が、国道5号と臨港線の交通機能をより高めなければならないという理由がどの辺にあったのか。

同時に、かなりの総額を投資するが、それに見合う経済効果を考えることがこれからの行政に求められているが、その点において、中央通は、本当に必要な投資なのかどうか。

(市街地)嶋田主幹

中央通の整備目的の一つに迂回路の拡幅があり、また、中心市街地の商業活性化とまちづくりという概念がある。小樽が南北軸から発展してきた街で、東西軸をどうするのかという話が出てくる。そこで、縦軸も臨港線と緑山手線間で整備が進んできているが、駅前が一番経済効果も期待できる中央通がその縦の主軸を構成するという考えから進んでいる。

また、経済効果については、基本的に税収が上がるから経済効果が上がるというのではなく、心豊かになることも経済効果の一つであると考えます。

大竹委員

中央通については、色々な考え方が有り、これからの3年間で地元の意見を取り上げ、より良い街路として機能するような形を取っていただきたい、というのが私の本意だ。

小樽市の中心部の交通体系、特に、公共交通がどうあるべきかを再度検討しなければならない時期にきているのではないかと。例えば、路線バスにしても、必ず両方向がなければならないということは以前の話であり、現在の中でどうであるかと考えたときには、もう少し考えてみるべきではないか。

堺町の一方通行が逆方向で堺町から市内中心部に向かってくる交通体系であったとするならば、中心街に人を呼んでくるという大きなメリットがあったと思う。そのようにならなかった理由としては、反対方向に走らせると両側の車線が同一方向となることから、あるときに不便を感じるということである。

そのようなことも確かに有るかもしれないが、それが一つの方向だけでクリアーできるとするならばその話はなくなってしまうし、飛んでしまう話だ。

しかし、外から中心街に人を誘導するということからいっても、あの路線の方向は反対であるべきであり、現状は中心部から人を外に押すという形を取っているのではないかと。

ネックになるのは、バス路線が両側に当然走っていかなければならないという既成概念であり、その概念を変えることも時に有っても良いのではないかと。また、それを補足する別な方法もあるのではないかと。

坂の多い小樽にとって、全体的な交通体系を考えたときにそこまで考えてみる必要があると思うがどうか。

(市街地)嶋田主幹

中央通におけるバス路線の運行関係だが、長い歴史の中で路線が確立しており、方向性については、もう少し私の方で調査なり関係部局、機関と協議の上で答弁したい。

大竹委員

稲北の例で、建物や店ができて人が集まるということではなく、そこに人を誘導するための交通体系が連動していなければ、なかなかその発展とはならない。

現在、稲北の回りにはバスが通過していないことから、身近な公共交通機関で行けるような配慮が有ってコミュニティーセンターなどの利用の促進が図れることになる。

また、以前に都市計画決定されている路線もかなりあるが、予算的なことも有ることから、工事ができないという現状がある。しかし、時代が変わった中で効果が期待できるにもかかわらずそのまま引張り、また、契約さえ立てられていないという状況が、今、小樽市内に有るのではないかと考えると、大きな見直しをすることも念頭にに入れて、道路網を含めた都市計画を再度考え直す時期に有るのではないかとと思うがどうか。

建築都市部長

総合交通体系ということであるが、それを研究するセクションはなく、都市計画は自動車交通を対象にした議論をやってきており、総合的に交通を検討している町は、ある意味ではどこにもなく、それが今課題になっていることは委員の指摘どおりである。

そのため、小樽市においても、勉強をしていく必要が当然あると思っている。

大竹委員

少ない予算の中で、効率の良い行政を心がけ、民間の知恵も借りながら互いに勉強し、良いまちづくりを進めていただきたい。

中央通の区画整理と街路事業に係わり、この場所での経済活動を支援する施設整備計画は有るのか。

(市街地)嶋田主幹

商業活動支援施設については、現在、固まったものはない。だが、経済活動支援の面では、民間側が独自に店舗展開をするときに共同化なり、組合を作るという趣旨において、色々な支援活動を考えている。例えば、ハード部分については、通産省メニューを地権者に案内している。

大竹委員

中心街の非常に便利なところに、経済活動を支援するための、例えば、産業クラスターや情報提供をする機能などが小樽の中心部に有るべきではないかと提案してきた。街路区域や区画整理エリア内ではなくても、中心市街地内にこのような機能を持ってくるといふことの意義をどのように考えているのか。

(市街地)竹田主幹

中心市街地での産業クラスター的なものや情報を提供する機能は、街なか活性化計画中には、現在のところ、残念ながら盛られていない。ただ、中心部は、産業的、商業的な基盤が揃っていることから、市民や企業活動をする者が利用しやすく、非常に優れた場所であるといふのは確かであり、このため、こういったものが可能で、また、今後進めていくべきなのかといふことについて、様々の方からの意見を伺いながら、できる限り計画の中で推進できるように考えていきたい。

大竹委員

将来の政治的な判断も必要であることから、市長はどう考えるか。

市長

中央通の活性化について、今後どういふように進めていくのかをTMOの関係で商工会議所が中心になり、これから色々検討されるであろう。今提言の有ったことも含めて、小樽市の中心街のあり方や空洞化など色々な課題があるので、総合的、多面的に中央通の整備について検討していきたい。

大竹委員

福祉、医療などのサービス機能施設についてはどうか。

(市街地)嶋田主幹

中央通の中で、公的福祉、医療機関は考えていないが、民間で福祉の一部である介護資材の商売や医療という点では病院があり、そういった方に再建がスムーズにいふよう中央通の整備をしている。

大竹委員

高齢者にとって非常に利便性のいいところである中心街に介護や医療関係を持ってくるといふことが、これから求められることであり、単なる通りとしてではなく、中心市街地の一つのあり方として考えて行かなければならないと思うので、検討をお願いする。

中央通の優良再開発事業の実施主体は、官ではなく、民である法人としており、そういう形の中でなされることによるメリットは何か。

(市街地)嶋田主幹

優良再開発事業というのは、都市計画決定をする法定の部分と民間側でやる任意の再開発事業という2つのくくりがあり、国の補助や税法上の支援がある。

そういう意味では、この再開発事業を行うメリットは、まさに国の施設整備資金という点で大きなメリットがあると考えられる。

大竹委員

手宮線の用地問題だが、小樽市がJR北海道から賃貸を受け、その費用はJRからの固定資産税プラスアルファという形で賃貸できないかという話を前にもしていた。そうすることにより、全体でないにしてもある程度利用できることになる。

また、JR北海道も経営が大変なことだから市に対する購入要請があることを知っているが、JR北海道も取り込んで事業展開をすることで現物出資ということも有り得るので、そのような先の見方も含めて、今までの長い経過を踏まえた中で、JR北海道を説得できないだろうか。

建築都市部次長

旧手宮線については、長い経過があったことは、委員の指摘どおりであり、市としても、まちづくりの中で活用していきたいと思っている。

ただ、現実として、住み良いまちづくりに活用するためには、市に管理を任せてもらうということもこれから必要なことなのかなと思っている。

そのためには、用地の取得ということも有り得るが、市は大変厳しい財政状況にあり、また、JRの経営状況もあることから、お互いに理解をしながら、どういうところで歩み寄っていくのかという協議が必要である。今後も、小樽の望ましい方向を見据え、土地の協議について精力的に進めていきたい。

大竹委員

中央通の街路事業と区画整理事業は、小樽市にとって非常に大事な事業であるが、期間が非常に迫っている中で、より効果を上げるために、今までの形態にとらわれず、積極性を持って、この事業を完成していただきたい。

委員長

質疑終結。散会宣告。